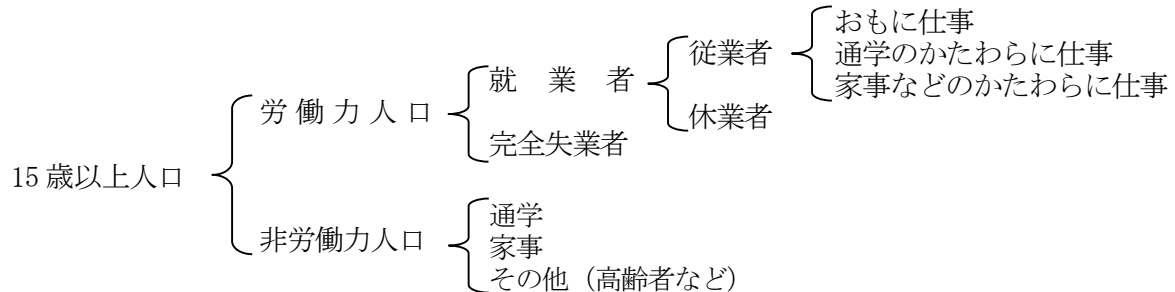


付録 用語の解説

<就業状態>

15 歳以上人口について、調査週間中（月末 1 週間）の活動状態に基づいて次のように区分している。



労働力人口：15 歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事に 1 時間以上従事した者（家族従業者の場合は無給であっても「従業者」とする）

休業者：仕事を持ちながら、調査週間中、少しも仕事をしなかった者のうち

- ① 雇用者で、給料、賃金（休業手当を含む）の支払いを受けている者又は受けることになっている者
- ② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから 30 日にならない者

完全失業者：次の三つの条件を満たす者

- ① 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）
- ② 仕事があればすぐ就くことができる
- ③ 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）

非労働力人口：15 歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

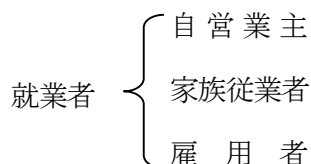
労働力人口比率：15 歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

就業率：15 歳以上人口に占める「就業者」の割合

完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

<従業上の地位>

就業者を次のように区分している。



自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁、あるいは個人経営の事業体に雇われ、給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

<雇用形態>

会社・団体等の役員を除く雇用者について、次のように区分している。

正規の職員・従業員：勤め先で「正規の職員・従業員」と呼称されている者

非正規の職員・従業員：上記を除く全ての雇用者

<就業者の属性>

産 業：勤め先・業主の主な事業の種類を日本標準産業分類に基づいて分類した。

ただし、本文及び統計表中の「非農林業」とは「農業、林業」以外の産業をいう。

職 業：就業者本人について、実際にしていた仕事の種類を日本標準職業分類に基づいて分類した。

主な職業分類

分類事項	主な職種
専門的・技術的職業従事者	技術者（開発、製造、建築、情報処理等）、保健医療従事者、法務従事者、専門職（社会福祉、経営等）、教員、著述家など
事務従事者	一般事務従事者など
販売従事者	商品販売従事者、営業職業従事者など
サービス職業従事者	介護サービス職業従事者、生活衛生サービス職業従事者、飲食物調理従事者、接客・給仕職業従事者など
生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者、製品検査従事者など
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者、清掃従事者など
その他（上記以外の職業）	「管理的職業従事者」、「保安職業従事者」、「農林漁業従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」及び「分類不能の職業」